



国海安第160号の2
平成20年5月14日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇



船舶検査心得の一部改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて標記について、下記の省令及び告示に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
- ・ 航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）
- ・ 船舶設備規定等の一部を改正する省令附則第二条第九項の機能等を定める告示（平成18年国土交通省告示第460号）

船舶検査心得の一部改正 (VDR 及び S-VDR) について

1. 経緯

平成 16 年 12 月の第 79 回海上安全委員会(MSC79)において、VDR、S-VDR のデータ活用を容易にするため、VDR 等からデータをダウンロードする際のインターフェースや、PC で容易に再生可能な変換プログラムを備え付けることを従来の性能要件に追加することについて、検討が開始された。

この結果、平成 18 年 5 月の MSC81 において、VDR、S-VDR の性能要件を追加する決議が採択され、平成 20 年 6 月以降に船舶に搭載される VDR に適用することが主管庁に対して推奨されている。

我が国においても本決議を踏まえ、関連する規定について、船舶検査心得に追加を行う。

2. 改正の概要

VDR、S-VDR に関して、以下の要件を満たすよう改正する。

- (1)汎用ラップトップコンピュータと容易に接続できること。
- (2)保存データの取り出し、データ再生のためのプログラムを有するソフトウェア (CD-ROM, DVD, USB メモリースティック等) 及び特殊なフォーマットがデータ保存に使用される場合は一般的なフォーマットに変換するためのソフトウェアが搭載されていること。

3. 改正心得の適用日及び経過措置

船舶検査心得の改正規定は、公布日より適用する。なお、平成 20 年 5 月 31 日以前に取り付けられる VDR 及び S-VDR については従前の例によることができる。

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行	備 考
	1-1 船舶安全法施行規則 第1章 総則	1-1 船舶安全法施行規則 第1章 総則	
2.0 (b)	<p>(適用除外)</p> <p>(b) 「人の運送の用に供する」とは、船員及びその他の乗船者以外の者を乗せて運航することをいう。この場合において、「船員」及び「その他の乗船者」については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「その他の乗船者」とは、(1)の「船員」に準ずる者であつて<u>下記に掲げる者が、証書記載の「旅客」定員を超えない範囲で「旅客」として乗船することを妨げるものではない。なお、旅客の場合は、旅客船と非旅客船で適用される基準が異なることを踏まえ、前述に該当する者が「旅客」として乗船できるのは、旅客定員から12人を引いた人数未満に限るものとする。</u></p> <p>(i) 当該船舶の管理のため乗船する船舶所有者（船舶管理人及び船舶借入人を含む。）。この場合において、この者が法人の場合は、その役員とする。</p> <p>(ii) 貨物付添人</p> <p>(iii) 警備、保安、試験、研究等に係る業務を遂行するために使用する船舶に当該業務を遂行するために乗船する者</p> <p>(iv) 税関職員、検疫官、その他船員以外の者であつて、船内において業務に従事する者</p>	<p>(適用除外)</p> <p>(b) 「人の運送の用に供する」とは、船員及びその他の乗船者以外の者を乗せて運航することをいう。この場合において、「船員」及び「その他の乗船者」については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「その他の乗船者」とは、(1)の「船員」に準ずる者であつて<u>次に掲げる者</u>をいう。</p> <p>(i) 当該船舶の管理のため乗船する船舶所有者（船舶管理人及び船舶借入人を含む。）。この場合において、この者が法人の場合は、その役員とする。</p> <p>(ii) 貨物付添人</p> <p>(iii) 警備、保安、試験、研究等に係る業務を遂行するために使用する船舶に当該業務を遂行するために乗船する者</p> <p>(iv) 税関職員、検疫官、その他船員以外の者であつて、船内において業務に従事する者</p>	

るために乗船する者

(iv) 税関職員、検疫官、その他船員以外の者であつて、船内において業務に従事する者

○船舶検査心得 3-1-8 船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項の機能等を定める告示

改正案	現行	備考
<p>3-1-8 船舶設備規程等の一部を改正する省令附則 第二条第九項の機能等を定める告示</p>	<p>3-1-8 船舶設備規程等の一部を改正する省令附則 第二条第九項の機能等を定める告示</p>	
<p>2.0 (h) 全ての電源が断たれるまで、装置は作動すること。</p> <p><u>(i) 第1号による情報を取り出すため、汎用ラップトップコンピュータと容易に接続できること。</u></p> <p><u>(j) 第1号による情報の取り出し及びデータ再生のため、以下の要件を満たすソフトウェアが搭載されていること。</u></p> <p><u>(1) ソフトウェアはCD-ROM, DVD, USBメモリースティック等により提供され、汎用ラップトップコンピュータにより使用できること。</u></p> <p><u>(2) 特殊なフォーマットがデータ保存に使用される場合には一般的なフォーマットに変換するためのプログラムを有すること。</u></p>	<p>2.0 (f) 全ての電源が断たれるまで、装置は作動すること。</p>	<p>MSC. 214 (81) の取り入れ</p>
<p><u>(施行期日)</u> 本改正後の心得は、平成20年5月14日より適用する。 <u>(経過措置)</u> 平成20年6月1日前に取り付けられる簡易型航海情報記録装置については、改正後の2.0(i)及び(j)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		